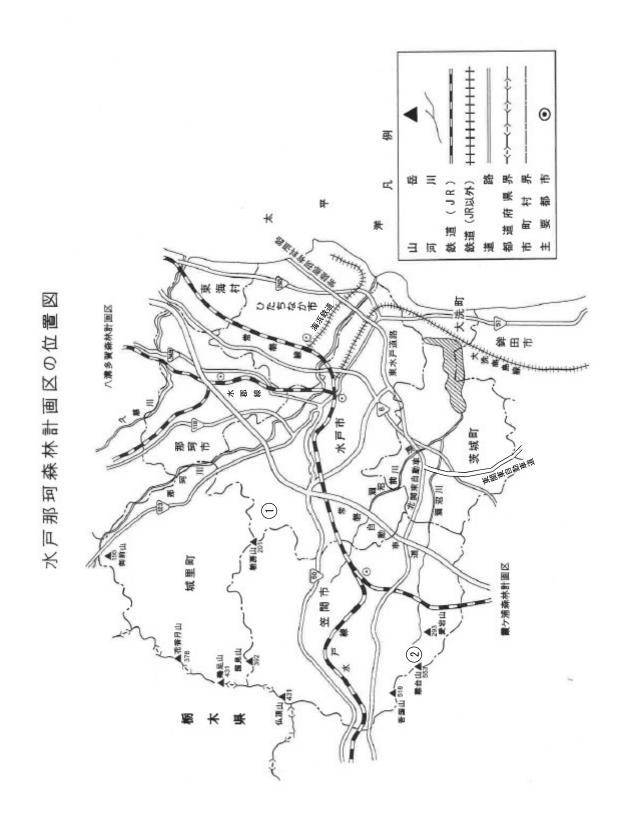


# 水戸那珂地域森林計画変更計画書

(水戸那珂森林計画区)

令和5年12月26日



#### Ⅱ 計画事項

#### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
  - (2) 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させる ため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する こととする。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、<u>花粉発生源対策の加速化</u>、放射性物質の影響等にも配慮する。

また、森林の有する各機能を高度に発揮するため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進することとする。

さらに、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図るものとする。

#### 第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
- (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針
  - ア 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期により確実な更新を図ることとし、水源かん涵養機能又は山地災害防止機能/土壌保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、 水源かん涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、間伐や択伐の 実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図る。公益的機能の発揮のため継続的な育成管理 が必要なその他の森林は、立地条件に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘 導する。公益的機能の高度な発揮が特には求められない森林は、間伐又は帯状・群状の択伐によ り効率的に育成複層林に誘導する。

このほか、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

なお、上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は立地条件に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する

さらに、集材の方法については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえるものとする。

#### 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する指針

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

なお、人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能が発揮され、将来にわたり育成単層林として維持する森林を対象に行うものとする。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

樹種の選定に当たっては、この地域の自然条件、立木の生育状況特性及び経営上有利なものを 考慮して、適地適木により、スギ・ヒノキを主な造林樹種とする。苗木については、<u>花粉の少な</u>い苗木の増加に努めることとする。

また、松くい虫被害跡地の造林については、経営目的及び自然条件に合った樹種を造林樹種として選定するものとする。

さらに、広葉樹の植栽あるいは萌芽による天然更新については、自然条件、前生樹種、既往の 文献等を考慮し、経営目的に合った樹種を優先して選定するものとする。

## 第4 森林の保全に関する事項

## 1 森林の土地の保全に関する事項

## (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

- ア 土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとする。
- イ 地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けるものとする。
- ウ 土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利 用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を 適切に行うこととする。
- エ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずるものとする。
- オ 太陽光発電施設を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能 や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、<u>許可が必要とされる面積規模の引下げ</u> <u>や</u>適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組を行うこととする。

# 第6 計画量等

# 1 間伐立木材績その他の伐採立木材積

単位 材積:千 m3

		総数		主伐			間伐			
	区 分	総	針	広	総	針	広	総	針	広
		*/-	葉	葉	*/-	葉	葉	*/-	葉	葉
		数	樹	樹	数	樹	樹	数	樹	樹
	総数	<u>229</u>	<u>224</u>	<u>5</u>	<u>82</u>	<u>77</u>	<u>5</u>	147	147	-
	うち前半5年分	<u>114</u>	<u>112</u>	<u>2</u>	<u>40</u>	<u>38</u>	<u>2</u>	74	74	-

## 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区分	人工造林	天然更新
総数	190	187
うち前半5年分	9 5	94

## 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

## (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積:ha

指定/			*の所在	面 積		指定又は解除を	
解除	種類	市町村	区域		うち前半 5年分	必要とする理由	備考
指定(前期)	水源かん養 保安林	笠間市	上加賀田 (143, 144, 145)	16. 0	16. 0	水源の涵養のため	
			大郷戸 (33, 34)	1. 0	1.0		
	土砂流出防備 保安林	笠間市	上郷 (231)	2.0	2. 0	土砂流出防備のため	
	前	期	計	19. 0	19. 0		
指定 (後期)	水源かん養 保安林	城里町	上赤沢 (104)	10.0		水源の涵養のため	
	後	期	計	10.0			
	指 定	合 譚	i <del>l</del>	29. 0	19. 0		

<u>解除</u> (前期)	飛砂防備 保安林	東海村	村松 (13)	<u>0. 1</u>	<u>0. 1</u>	公益上の理由のため	
	<u>前</u>	期		<u>0. 1</u>	<u>0. 1</u>		
	解除	合 譚	<u></u>	<u>0. 1</u>	<u>0. 1</u>		